

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N565
2018・3・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131(代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

安倍改憲NO! 研究者リレー論文 第4回

安倍改憲と政治的表現の自由の現況……………塚田哲之

2017年衆院選「一人一票実現」訴訟—2倍未満なら合憲か?……………濱嶋将周

シリーズ 憲法審査会審議批判⑨

合区解消……………平井康太

倉敷民商弾圧事件 破棄差戻し判決の報告……………岡邑祐樹

国の怠慢がもたらした人権侵害—警備員の人権の視点から……………内河恵一

マンション建設反対運動の住民に無罪判決……………塚田聡子

法曹養成問題の新局面⑱

文科省の法科大学院政策の転換—「5年一貫コース」あるいは「3+2」コースの創設……………立松 彰

ロースクールの実情と法曹養成

ロースクール生の抱える割り切り……………井上功務

□生活保護基準の引き下げに断固抗議し、権利としての生活保護制度の充実を求める決議



ラトビアの子ども

安倍改憲 NO! 研究者リレー論文 第4回

安倍改憲と政治的表現の自由の現況

兵庫県 塚田 哲之（神戸学院大学教授）

昨

年（二〇一七年）五月三日の安倍晋三・自民党総裁による九条二項維持＋自衛隊明記改憲の提起、そして一〇月総選挙後急ピッチで進む自民党憲法改正推進本部での改憲条文案とりまとめ作業では、九条「加憲」のほか、同党総選挙公約にも挙げられた教育「無償化」、参院「合区」解消、緊急事態条項に議論が集中している。自民党内でも成案を得るにはなおくすぶる異論への配慮が必要となろうし、まして改憲発議に必要な衆参両院の三分の二を獲得しうる改憲条文案の策定となると、さらに相当の紆余曲折が予想される。そうした困難をおそらくは自覚しつつ、これら四項目を選択して、年来の宿願たる明文改憲を政治日程に載せてきている以上、改憲派の「本気度」を決して甘く見積もってはなるまい。

一

一方で、青法協会員には周知かつあまりにも評判の悪い二〇一二年自民党改憲草案は、九条「加憲」案との齟齬を含みつつも、なお自民党としての包括的改憲案という位置づけは失われていない。そして、これまた青法協会員には周知のことながら、同草案は人権一般の制約原理として「公共の福祉」（日本国憲法二二条・二三条後段）を「公益又は公の秩序」（草案二二条後段・二三条後段）に置き換えるだけでなく、集会・結社の自由を含む表現の自由について「公益及び公の秩序

を害することを目的とした活動」の制約（同二条二項）をわざわざ設けており、政治的表現の自由制約をもくろんでいるとの強い疑念がつきまとうてきた。最高裁も一般論としては承認する表現の自由と民主政との密接な結びつきからすれば、政治的表現の自由（とくに時の政権・政策に批判的なそれ）の制約は民主政の正統性に大きな疑義を突きつけることになり、そうした制約を正面から掲げることは本来大いにためらわれるはずのものである。にもかかわらず、自民草案を含む各種明文改憲案がこの種の表現制約規定を盛り込んでいるのは、やはり改憲の「本丸」たる九条改定との連関を見逃すわけにはいかない。二〇一五年の「平和安全法制」成立後、全世界規模で可能となった軍事行動を有効に実施するためには、それを支える国内体制構築も課題となるが、政治的表現の自由との関連では、こうした軍事行動を批判する類の表現活動を硬軟両様の手法を用いつつ抑制することが求められる。そのためには、留保なく「一切の表現の自由」を保障する現行二二条一項のままではいかにも具合が悪く、制約規定追加によって必要な制約を憲法上承認する必要がある。当面の優先的課題ではなくとも、政治的表現の自由制約がほかならぬ現代日本における明文改憲のテーマとなるのは、こうした事情のゆえである。

そ

して現実にも、すでに明文改憲によって表現制約規定が盛り込まれてしまったのではないかとすら感じさせられなくもないほど（もちろん錯覚である）、各地でさまざまな政治的表現への抑圧が生じている。現在生じている政治的表現抑圧の事例に共通する特徴は、表現活動が行われるより相当前の時点（表現活動が行われるかも定かではない段階も含む）から、各種の手法を用いて表現活動を阻もうとする動きである。昨年の「共謀罪」審議時にもしばしば取り上げられた大垣警察市民監視事件や大分県警別府署監視カメラ事件に見られる恒常的な監視は象徴的事例であるが、それにとどまらず公民館等の屋内施設や公園・道路など屋外空間のように表現活動に利用できる空間・場の管理を通して、政治的表現の機会そのものが制約・縮減されている事例も多い。最近の本紙から拾っても、すぐに国分寺まつり出店拒否事件（五四一号・五四八号）、松原民商まつり公園使用不許可事件（五五四号・五五九号）、さいたまし「九条俳句」掲載拒否事件（五六二号）が挙げられるし、陸上自衛隊の市中パレードに反対する趣旨の集会開催のための市庁舎前広場使用申請が不許可とされた金沢市庁舎前広場事件もここに加えることができる。これらの事例では、自治体側が「政治的主張が含まれる」「政治的中立が害される」といった決まり文句を持ち出して、政治

的表現の場・機会を縮減しているが、およそどのような意見もそれぞれ「偏っている」のは当然であり、「偏っている」こと自体は排除の理由たりえない。また、実際に排除されたのは改憲への反対を含む政権批判的活動であることから、「政治的中立」に名を借りた特定見解のねらい撃ちとの疑念は消えない。

そ

れにもまして懸念されるのは、こうした排除がもたらしうる表現主体への萎縮効果である。萎縮効果論はこの間憲法学でもあらためてその重要性が強調されているが、改憲論議に即してみれば、萎縮が広がることで憲法をテーマとする政治的表現の機会自体が縮減されてしまい、それが実際には改憲派の圧倒的優位という状況を作り出し、改憲の是非をめぐる公的な議論そのものの貧困を招きかねないことが重大である。ただでさえ、放送法違反を理由とする停波の可能性をちらつかせた高市総務大臣発言（二〇一六年二月）にも表れたメディアへの「圧力」とメディア側の「忖度」「萎縮」によって、マス・メディアを通じた政権批判的表現の自由は風前の灯火となってしまうという可能性が否定できない上、憲法改正国民投票法が投票運動期間中の広告についてごく限定的な規制しか設けていない状況（本間龍『メディアに操作される憲法改正国民投票』岩波ブックレット・

二〇一七年、参照）で、草の根的政治的表現の機会をも奪われてしまうとすれば、きわめて深刻な事態がもたらされてしまいかねない。

か

くして、萎縮と排除が広がる現況に抵抗し、政治的表現のさらなる活性化が図られなければならないが、幸いなことに、各地で青法協会員を中心としてこうした抑圧に敏感に反応し、勝訴判決を獲得している例も少なくない。もともと、個別の処分は違法とされても、その根拠となった仕組み自体は維持されている例もあり、なお警戒と対応が必要である。まことに青法協会員が担うべき課題は多いが、重要なのは、全体状況をふまえつつ、個々の事案に丁寧に向き合って政治的表現の萎縮と排除に抗する取り組みであり、その積み重ねこそが改憲発議の阻止、国民投票での賛成過半数阻止を可能とする体力をも養うはずである。

二〇一七年衆院選「一人一票実現」訴訟

——二倍未満なら合憲か？

あいち 濱島 將周

1 安倍首相の「自己都合」解散による二〇一七年一〇月二二日の衆議院総選挙について

でも、升永英俊・久保利英明・伊藤真の各氏を中心とする弁護士グループが、「一人一票実現」訴訟（いわゆる「一票の格差」訴訟）を全二八九小選挙区、全二四高裁・高裁支部で一斉提訴した。私は今回も、名古屋高裁管轄の愛知・岐阜・三重の全二四小選挙区の原告代理人に加わっている。

「一票の格差」問題は、ご存じのとおり、もう半世紀以上にわたって司法の場で争われてきた。最高裁の態度も次第に変化し、ここ数回の衆院選・参院選について立て続けに、投票価値が不平等であり違憲状態であると判断してきた。

2 さて、今回の訴訟についていうと、次の二点が特徴である。

① 新区割りのもとの総選挙

小選挙区は「〇増六減」となり、青森・岩手・三重・奈良・熊本・鹿児島・六県について、配分定数の見直しがされた。その結果、選挙当日で、議員一人あたりの有権者数が最大の東京都第三区と最小の鳥取県第一区の較差は一・九七九倍、一人〇・五〇五票となっていて、合憲判断の目安とされてきた「二倍」基準を満たしていた。

ギリギリとはいえ、較差二倍未満の選挙に関する初めての訴訟である。

② 最高裁平成二九年九月二七日大法庭判決後の総選挙

一昨年の参院選では、鳥取・島根、徳島・高知の四県二選挙区の合区などにより、較差は約三倍にまで縮小していた。最高裁はこれを、「参議院の創設以来初の合区を行い、数十年間にもわたり

五倍前後で推移してきた較差が縮小した」と評価し、また、平成二七年改正法の付則に「平成三一年参院選に向けた抜本的な見直し」が明記され、さらなる是正に向けての立法院の決意が示されたとして、「違憲の問題が生じるほどの著しい不平等状態とはいえない」と結論づけた。

この国会の努力と決意が見られれば、三倍もの較差があつても合憲だ、という最高裁の判断後の訴訟である。

3 はたせるかな、一月一九日の福岡高裁那覇支部を皮切りに言い渡された各判決は、合憲判断が続いた。

とはいえ、札幌高裁を除き、「二倍未満だから合憲」という単純な判断ではなく、「平成三三年の国勢調査に基づいてアダムズ方式による定数の再

配分とそれに基づく選挙区割りとなされることは確実な状況にある」(福岡高裁那覇支部)など、国会の努力と決意を加味しての判断である。

4

しかし、私たちは、それでも違憲と判断されるべきだと考えている。いまだ二倍近い較差があつて、〇・五票分しか持たない有権者がいるからである。かつ、現在の較差は正は、過去三回の訴訟で最高裁から問題性を指摘され続けた「一人別枠方式」の影響下にあつた区割りを基礎になされていて、弥縫策にすぎず、一部県の配分定数を削つてとにかく二倍未満にしてみたというにすぎないからである。

この点、名古屋高裁が唯一、「議員一人あたりの選挙人数ができる限り平等に保たれる」ことが憲法の要請であり、「二倍未満の人口較差であれば、どのような選挙区割りを定めることも……容認するものではない」ことを明確に指摘し、かつ、国会がアダムズ方式の導入を決めながら、その作業を平成三年の国勢調査後に先送りしたため、「一人別枠方式の構造上の問題点は解消されていなかった」ことも指摘して、「なお憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあつた」と判断したことは高く評価できる(ただし、合理的期間論により、結論としては選挙無効とはしない、違憲状態判断)。

5

「倍々」一人一票が実現され、誰にも等しく一票ずつが与えられて初めて、民意が正しく反映された国会が形成される。現状では、一票未満の選挙権しか持たない有権者が全有権者の過半数を占めるため、有権者のレベルの少数決で立法がなされているのである。これでは「国民」主権ではなく、「国会」主権ではないのか。私たちが求めているのは、民意が正しく反映された国会による意思決定の実現、「国民」主権の実現である。

他方で、厳密な一人一票の実現は地方の声の切り捨てだ、との声も聞かれる。この点、国会議員は地域の代弁者でなく、「全国民の代表」なのだから、そもそもそのような批判は当たらないはずだが、議員の実態として、「おらが町の代表」の色合いが濃いのも事実である。

また、厳密に一人一票を実現しようとすれば、市区町村域を無視しなくてはいけなくなる、選挙のたびに区割りを見直さざるをえなくなる、との批判もある。投票価値の平等の重みを考えれば、それも仕方ないように思うが、候補者と有権者のつながりを希薄にしようともあろう。

個人的には、これらの問題点も含めて解決するには、小選挙区制をやめるほかないと考えている。保守から革新までさまざまな政党が存在し、二大政党制が定着しない日本には、死票が多くなる小

選挙区制はあわない、もつと大きなまとまりでの選挙制度を検討すべきである。

6

安倍首相は、今回の選挙結果を受け、ますます憲法改定に前のめりである。しかし、まずもつてすべきは、一票の格差は正、一人一票の実現のはずだ。それに加え、日本の議会制民主主義によりふさわしい選挙制度も検討されなければならぬ。改憲の発議という国の根本にかかわる問題は、それをするにふさわしい国会で議論されなければならないからである。私は、提訴時の記者会見では、ここに重点を置いてお話しした。私たちは、名古屋高裁判決も含めてすべて上告し、舞台は最高裁に移った。年内にも言い渡されるであろう判決は、おそらく合憲判断となる。それでも、最高裁には、安倍政権や国会に付度することなく、あなた方議員は「正当に選挙」されておらず権力行使の正統性に疑問があるのだと、少しでも言及してもらえんことを期待している。

合区解消

東京 平井 康太

1 合区解消の改正案

(1) 平成二十九年二月六日の参議院憲法審査会において自由民主党の議員から、鳥取県・島根県・高知県・徳島県の四県二合区に関して、都道府県から少なくとも一人の参議院議員を選べるように憲法改正すべきという意見が上がつている。

(2) 自民党で上記合区解消の意見を述べていたのは、磯崎仁彦参議院議員、足立敏之参議院議員、石井正弘参議院議員、古賀友一郎参議院議員、高野光二郎参議院議員、有村治子参議院議員、二之湯武史参議院議員、舞立昇治参議院議員である。各議員の全ての発言を引用するには紙面が足りないため、各人の発言から合区解消の論拠を抽出する。個々の発言をまとめると、おおよそ、以下の六点を合区解消の論拠にしていると思われる。

(3) ①合区にされた四県の住民の強い不満の存在すること、②地域の声を国政に届ける代表者がいなくなる、③県ごとに異なる防災の課題を政策につなげるために各県の代表が必要であること、④重大な役割をもつ地域の実態を国政の場で議論すること、⑤合区は地域の切り捨てとなること、⑥衆議院とは異なる役割を参議院が持つべきこと。

上記各論拠について批判を加えてみる。

2 合区解消の論拠に対する批判

①については、住民が強い不満を持つことは理解できる。しかし、そもそも合区が導入されたのは、人口の地域格差が広がり都道府県単位の選挙区割りを合憲的に維持することが不可能となるなかで、より広い選挙区を作ることと憲法で保障された投票価値の平等を確保するためであった。し

たがって、合区になった住民の不満が、投票価値の平等という憲法上の要請に優先する理由は見出し難いという批判ができる。

②については、国会議員は「全国民を代表する」（憲法四三条一項）のであるから、選挙区割りがある都道府県に対応していなくとも地域の声を届ける代表者が不在であるとはいえず、また、各議員自身の選挙区ではなくとも地方公共団体の長や議会と連携することで地域の声を国政に届けることは現実的にも可能であるという批判ができる。地域の声を国政に届けられないと主張する各議員自身が、「全国民を代表する」ために自分の選挙区に限られない地域の声を国政に届けるように努めているのがまず問われる必要がある。

③から⑤についても、「全国民を代表する」国会議員が、地方公共団体の長や議会と連携して地域の声や実情を集約することで、地域の問題を国会で議論することが可能であるという批判ができ、投票価値の平等に優先して合区を解消する理由にはならないと思われる。

⑥については、衆議院とは異なる役割を参議院が持つべきだとしても、その異なる役割を合区の解消によって生み出すべきかどうかは、そう単純な話ではないという批判ができる。この問題については、以下に挙げる公明党の西田実仁参議院議員の発言が参考になる。

3 参議院の機能・権限

(1) 西田議員は、「現行の衆参両院における権限の配分の大前提は、両院共に全国民の代表であることによります。もしそれを侵すような改正が行われれば、参議院の機能、そして憲法上または法律上の権限は、大幅に見直しが必要となる可能性が高いと言わざるを得ません。」と述べ、また、「憲法制定時の様々な困難を乗り越えて、全国民を代表するとされた参議院の権限の大幅な見直し

をはらむ改正には極めて慎重に考えざるを得ません。」と述べている。

(2) 投票価値の平等を図れない自民党の改憲案によって選出された議員は「全国民を代表する」とは言い難い。そのため、西田議員の発言にあるように、現在の参議院の機能・権限が全国民の代表であることを前提とするという理解に立つのであれば、自民党の改憲案では参議院の機能・権限の見直しを迫られることになると思われる。したがって、自民党が各都道府県から議員を選出すると

いう改正をしたいと考えるのであれば、参議院の機能・権限までを含めた改正案が必要だろう。

(3) 参議院が政党化されて衆議院との違いが不鮮明になった現在、参議院が何のために存在するのかというのは深刻な問題であり、この問題の議論の必要性を否定するつもりはない。しかし、参議院の問題が「合区解消」問題に矮小化され、本質的な議論が置き去りにされてしまっているの困っている。

倉敷民商弾圧事件

破棄差戻し判決の報告

岡山 岡邑 祐樹

一 はじめに

私を含む多数の弁護士が弁護人になっている倉敷民商弾圧事件の瀬屋町子さん裁判について、先

日、広島高等裁判所岡山支部で破棄差戻し判決の言い渡しがあったので報告する。
倉敷民商弾圧事件の概要は以下のとおりである。

二〇一三年二月に倉敷民主商工会（以下「倉敷

民商」と略す）会員のI建設に税務調査が入り、これに対し倉敷民商は、税務調査の延期を求めて交渉していたところ、交渉中の同年五月二二日突然広島国税局がI建設の法人税法違反を理由として、国税犯則取締法違反による搜索差押えを行

い、倉敷民商の会員の名簿やパソコンデータ、確定申告書の控えなどを差し押さえた。翌年二〇一四年一月、民商事務局員でI建設の担当であった欄屋町子さんが法人税法違反共同正犯で逮捕され、翌二月には、倉敷民商の事務局長小原淳さんと事務局次長の須増和悦さんが逮捕され、二〇一四年二月、欄屋さんはI建設の脱税に荷担したという法人税法違反幫助で起訴され、さらに三月には小原さんと須増さんを加えた三人が税理士でないのに確定申告書を作成したという税理士法違反の罪で起訴された。

一一 裁判の推移

裁判では、小原さんと須増さんの税理士法違反事件は併合されて審理され、欄屋さんの法人税法違反と税理士法違反は、小原さんと須増さんの裁判とは併合されずに審理されることとなった。

小原さんと須増さんの事件は、岡山地方裁判所で有罪判決が言い渡され、控訴した後、広島高裁岡山支部でも控訴棄却判決が言い渡された。現在上告している。

欄屋さんの事件は、法人税法違反幫助がある分、小原さんと須増さんの事件よりも遅れて進行し、二〇一七年三月に税理士法違反と法人税法違反幫助についていずれも有罪とする判決が言い渡

され、弁護人が控訴していた。

一二 「鑑定書」問題

控訴審では、欄屋さんが税理士法違反と法人税法違反幫助にあたる行為をしたかどうかに加え、原判決の法人税法違反幫助の有罪認定において国税局査察官の作成した査察官報告書が刑事訴訟法第三二条第四項の「鑑定書」として取り調べられたことの可否が争点となった。

そもそも、検察は、法人税法違反幫助について、本犯者の「偽りその他不正の行為」（法人税法第一五九条第一項）の事実と欄屋さんがこれを幫助した事実を立証しなければならない。そのためには、少なくとも申告額と調査額（本来申告すべきであった額で国税当局等が調査した額）が相違することを立証しなければならない。

本件は否認事件であり、弁護人は法人税法違反幫助に関しては、捜査機関（広島国税局を含む）の作成した書面を基本的に不同意にした。検察は、「争点の部分だけ詳しい立証をするようにしたい。そのほかの部分は同意してほしい。」などといった執拗に同意を求めてきたが、欄屋さんはI建設の税理士でも会計担当者でもないの、どの部分が食い違うのかなど明らかにできない。また検察は原資料のどこから数字を拾ってきて調査

額に集計したかなどの整理を全くしないまま、雑にまとめた査察官報告書を主張・立証のよりどころとしており、そのような状態では、部分的な同意であってもできるはずがなかった。

査察官報告書に対する不同意を徹底する弁護人にしびれを切らし、検察は、査察官報告書を物として提出し、査察官の証人尋問によってそれを示すことによつて査察官報告書の記載内容を裁判所に顕出しようとした。弁護人はこの方法を争ったが、証人尋問は強行された。しかし、そもそも、物として提出したのであれば、査察官報告書の「紙」に「インク」が乗っていることしか立証できないはずであり、また、真正立証の証人尋問において、査察官は査察官報告書の内容を全て口頭で証言したわけではなかった。きわめつけは、検察は証人尋問の際に示した査察官報告書を証人尋問調書に添付することを失念していた。そのため、このままでは、いかようにしても査察官報告書を裁判所に顕出して法人税法違反幫助の証拠とするのは不可能であった。

ところが、進退窮まった検察に対し、裁判所は査察官報告書を刑法第三二条四項の鑑定書として提出することをすすめ、検察はその提案に従い査察官報告書を刑事訴訟法第三二条四項の鑑定書として証拠請求したのである。

査察官報告書の真正立証の証人尋問の反対尋問

において、私は査察官報告書を作成した査察官に質問した。

「査察官報告書は裁判所に提出する鑑定書として作ったのか。」

「これまで査察官報告書を鑑定書として提出したことはあるのか。」

いずれの回答もノーであった。弁護人が調査したが、査察官報告書が鑑定書として証拠採用された事例は見つけられなかった。

弁護人は査察官報告書は捜査側が作った報告書であり刑法三三二条一項三号の書面に該当し、また査察官報告書にはその根拠としてさらにほかの査察官報告書を引用しているものが多々あり、証拠能力が認められないという意見書を提出し抵抗したが、弁護人の抵抗むなしく、原審では大部分の査察官報告書が鑑定書として採用され、法人税法違反幫助の事実認定に用いられた。

弁護人はこのデータrame裁判のインチキ判決に怒りをもって控訴した。

四 差し戻し判決

二〇一八年の一月二日、岡山地裁一〇一号法廷において、傍聴席を埋め尽くした一〇〇人ほどの傍聴人の前で裁判官の声が静かに響いた

「主文 原判決を破棄する。本件を岡山地方裁

判所に差し戻す。」

理由の説明が終わった後には拍手と歓声が上がった。二〇一七年の岡山地裁での本件の第一審判決言い渡しの際には、二〇〇三〇名ほどの警察官が投入されたのと対照的であった。

判決では査察官報告書を鑑定書に準ずる書面として法人税法違反幫助の事実認定に用いたことについて、判決に影響を及ぼすことが明らかな訴訟手続の法令違反があると断じた。その理由として、①本件の査察官報告書は税法上の特別の知識を用いて作成されたものではない、②簿記会計の専門的知識に基づいて作成されたものでもない、③一部の書面について法廷で作成の真正を証言した木嶋査察官と異なる者が作成しており証拠能力が認められないと判示した。

それだけでなく、判決は、第一審での検察官の立証が適切な争点整理を経ずに行われたものであることを厳しく指摘している。本判決が差し戻し後の審理のあり方にまで立ち入って判断したことはいかに不当で杜撰な審理が行われたかを如実に示すものである（余談であるが、岡山では地裁と高裁岡山支部の庁舎は同じであり、地裁刑事部と高裁支部の部屋は同じフロアの隣同士である。高裁判事と地裁判事は、廊下やトイレなどで頻繁に顔を合わせることになる）。

五 最後に

破棄差し戻し判決は事件が地裁に戻っただけであり、棚屋さんの無罪が認められたわけではない。棚屋さんの無罪に向けて弁護団は一層尽力する所存である。

最後に、これまでの皆様からのご支援に感謝するとともに、引き続き、さらなるご支援をお願いする次第である。

会員の
みなさまへ

青法協メーリングリストへの登録を呼びかけます

青法協メーリングリストは、登録していただいた方に、青法協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

登録希望の方は、事務局 (bengaku@seihokyo.jp) まで、アドレスをお送り下さい。

国の怠慢がもたらした人権侵害

—警備員の人権の視点から



あいち 内河 恵一

一 はじめに

世の中には資格の有無を問題にする場面が多く、私も何回か「禁治産・準禁治産者でないことを証明する」旨書かれた証明書を役所にもらいに行った記憶がある。本件「被保佐人欠格訴訟」もそうした問題の一つである。しかもこの事件は、真面目に警備員の仕事に従事し、雇主からもその働きを評価されていた一人の青年が、たまたま家庭内の事情で、家庭裁判所の保佐開始の審判により被保佐人になった途端、失職してしまった事件である。岐阜の片田舎の小さな事件ではあるが、法律の定め方のまずさ故に、一人の青年から大切な仕事を奪うという、大きな人権侵害問題である。原告は、二〇一八年一月一〇日岐阜地裁におい

て、雇主に対しては地位の確認、国に対しては法整備怠慢という不作為により憲法二三条、一四条、二三条一項、二七条一項等に反する事態を生み出し、原告にもたらした損害の回復を求めて国家賠償請求を提起した。

二 事案の概要

(1) 原告は丁度三〇歳の男性であり、二〇一四年四月一日から「交通誘導警備員」（職種限定として警備会社勤務していた。就業に際して提出された医師の診断書には、「精神機能の障害により警備業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しない」旨の診断がなされており、職場においても忠実に自己の職責を果たしていた。

(2) ところが、原告は、軽い心身の障害を持っており、原告が入院している間に、父が原告名義のローンで自動車等を購入したり、原告の通帳から無断で払出しをしたため、福祉関係者の支援を受けて保佐開始の申立を行い、二〇一六年一月九日、裁判所の審判が出され、法人後見センターが保佐人に選任された。

(3) ところが、警備業法に基づいて設立されている原告の雇主である警備会社は、原告が被保佐人になったことにより、警備業法第十四条、同法第三条第一号に基づき原告を雇用できなくなり、その結果、原告は、失職を余儀なくされた。

三 警備業務に従事できる資格問題

(1) 一九七二年に制定された警備業法には、第

三条に「警備業の要件」として第一号から第七号まで「警備業を営んではならない者」の要件が列挙されると同時に、第四条で、第三条第一号から第七号に該当する者は、「警備員」にもなつてはならないと定められている。

(2) 右第七号には「心身の障害により警備業務を適正に行うことができない者」として国家公安委員会が定めるもの」と定め、国家公安委員会規則では、「精神機能の障害により警備業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者」と規定している。第七号は、もともと「精神病者」であれば、常に警備業を営んではならず又警備員にもなれなかったことを定めた絶対的欠格条項（一律的欠格判断条項）であつたが、二〇〇二年の改正によつて、上記のような相対的欠格条項（個別的欠格判断条項）に改められたものである。

(3) ところが、上記のような改定が試みられたにも拘わらず、警備業法第三条第一号の成年被後見人、被保佐人を絶対的欠格事由とする条項がそのまま残されてしまつたのである。

(4) 禁治産者や準禁治産者の制度が新しく「成年後見制度」に変わった一九九九年の時点で、国も一律に適用される欠格条項の改廃作業を試みた。しかし、多くの法律の内四二件の絶対的欠格

条項を廃止し、一一六件の法律については、禁治産・準禁治産を成年被後見人、被保佐人に替えただけで、絶対的欠格条項として残存させてしまつた。警備業法もその一つであつた。

四 成年被後見人の選挙権問題

(1) 二〇一三年三月一四日東京地方裁判所は、当時、公職選挙法第二一条一号が「成年被後見人の選挙権」を認めていなかったことに對して、憲法の定める国民の選挙権を侵害するもので憲法違反であるとして、「選挙権の存在を確認せよ」とする訴えを認容した。

(2) 被告国は、①選挙権の具体的内容は、立法裁量の問題であつて、公職選挙法第二一条一項一号には立法裁量の逸脱・濫用はなく合憲である。又、②選挙の都度、国民の能力の有無を審査することは事実上不可能であるから、成年後見制度を借用して、成年被後見人から選挙権を剥奪することには合理性がある、と主張したが、裁判所は、立法府の裁量は、あくまでも憲法の許容する範囲内において存するに過ぎないとし、二〇〇五年九月一四日の最高裁大法廷判決を引用して、国民の選挙権を制限することは原則として許されない、と判示した。また、個別能力審査の困難さについても、選挙権が民主主義の根幹であること、又成

年後見制度の趣旨目的は選挙権のそれとは異なることを理由に、安易に他の制度を借用することを厳しく戒め、上記結論を導いた。

五 人権侵害をもたらす法律の早期見直しを！

(1) 本件でも、警備業務の多様性と成年後見制度の対象となる財産管理処分能力の判断とは著しく異なる点で、右「選挙権裁判」と同様の判断が可能である。

(2) 二〇〇二年の警備業法の改正で精神病者に對する欠格基準を絶対的条項から相対的条項に改正したときに、警備業法第三条第一号の成年後見制度から借用の絶対的欠格条項も廃止すべきであつたが、その看過とその後の早期見直し懈怠には国の義務違反がある。

(3) いずれにしても、警備員であつた原告が、憲法違反の条項を放置した国の怠慢の結果被つた著しい人権侵害は、重く受け止められ、償われるべきであると考えている。

マンション建設反対運動の住民に無罪判決

あいち 塚田 聡子

一 はじめに

名古屋市瑞穂区白龍町で、高層マンション建設に反対する運動のリーダーである奥田恭正氏が、現場監督の胸を両手で突いたとして暴行罪で起訴されましたが、二〇一八年二月十三日、名古屋地方裁判所は無罪の判決を言い渡しました。

二 事件の概要

二〇一六年一〇月七日の午前八時四二分頃、奥田氏は、いつもどおり、マンション建設現場の入口付近で工事の様子を見守っていました。現場監督は、奥田氏のそばをついて回り、ダンプカーが現場から出ようとする際、奥田氏が邪魔にならないよう前を横切つて反対側に行こうとしているのに、奥田氏の前に立ちほだかり元の位置に押し戻

しました。現場監督が、急に奥田氏を抱きかかえるようにしたため、奥田氏は両腕に圧力を感じ、逃れようとして、体を右側に捻ると同時に右足を一步下げました。このとき、奥田氏の両手・両腕は、現場監督の体に一切触れませんでした。なぜか現場監督は後ろによろけ、工事現場から出ようとしていたダンプカーに背中をぶつけました。

三 マンション業者と警察の連携、数々の不審な点

瑞穂区白龍町は、低層の建物がほとんどで、建設現場に以前建っていたのも四階建ての会社の寮でした。そこへ五階建てのマンションが建設されることになったため、住環境を守ろうと近隣住民が立ち上がりました。住民らが反対活動をするたびに、マンション業者は警察に連絡をとり、出勤

を要請していました。本件当日も、現場監督は携帯電話ですぐに警察に連絡し、現場には何台ものパトカーが駆けつけ、奥田氏はその場で逮捕されました。

現場監督は「左背部打撲」という診断書を取得し、奥田氏は当初「傷害罪」として勾留されましたが、起訴されるときは「暴行罪」となっていました。防犯カメラの画像では、現場監督は明らかに「左」ではなく「右」の背部をぶつけていました。現場監督は、刑事裁判で、「打ったのは右肩だが、診察を受けるまでに痛みが左肩に移行した」と述べていますが、あり得ない話です。このような事情から、「暴行罪」で起訴することになったと考えられます。現場監督は、事件直後、痛がるそぶりは一切見せずに監督業務を続け、夜は現場従業員らと飲みに出掛けたことも判明しています。

四 現場監督の証言の変遷、 防犯カメラの画像分析

刑事裁判での現場監督の証言は曖昧で、変遷を繰り返していました。現場監督は、当初、奥田氏が両手をバーの状態にして、自分の胸を思い切り突いたと証言していました。しかし、刑事裁判ではこの証言を変え、奥田氏は左手にスマホを持っただけで、両手をのばして自分の胸を突いたか、あるいは、両腕を組んだまま、両手の甲で胸を突いたか、どちらかだと証言を変えました。後から防犯カメラの画像を確認したところ、奥田氏が左手にスマホを持っていたため、「両手をバーの状態にして」突くことはできないと判断したのでしょうか。他方、工事現場に常駐していた警備員は、一貫して、奥田氏が両手をバーの状態にして現場監督の胸を突くのを見た、と証言しました。

弁護団は、防犯カメラの画像の鑑定が必要であると主張し、画像分析と身体の動きの専門家である東京歯科大学の橋本正次教授が鑑定人に採用されました。その結果、現場監督の主張するような動きを奥田氏が生じたとは考えられず、むしろ、現場監督が後ろによろけてダンブカーに背中をぶつけたという一連の流れは不自然である、とされました。結局、現場監督の証言は信用できないとして、奥田氏に無罪が言い渡されました。

五 住民運動の弾圧、共謀罪の先取り

本件では、マンション業者と警察との間で、何かあればそれを奇貨として、刑事事件とする段取りがとられていたものと思われます。現場監督は、あえて防犯カメラに写る位置に奥田氏を誘導したうえで、いきなり抱きかかえるという行為に及び、奥田氏がこれを逃れようとしたタイミングで、わざと大げさな身振りでダンブカーの方に倒れ込んだことが疑われます。防犯カメラには、現場監督がカメラを指さし、画像を確認して欲しい

と訴えている様子が写っていました。通常、このような軽微な事案で逮捕・勾留されることは考えられないのに、奥田氏は一四日間にわたり勾留され、勾留期間満了直前には、自宅と経営している薬局の搜索・差押えが行われました。警察は、マンション建設反対運動の打ち合わせ等の資料を押さえるようとした可能性があります。

業者と警察が結託し、住民運動の弾圧に及んだという意味で、本件は共謀罪の先取りとも言えます。負けられない闘いで、無罪という結果を勝ち取れてほっとしています。

今後の日程

【第49回定時総会】

*2018年 6月23日(土)～24日(日) 京都

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】

4月16日(月)13時半～ 青法協本部

【修習生委員会】

4月19日(木)10時半～ 青法協本部
(全国スカイプ会議は11時半～12時)

【広報委員会】

4月25日(水)18時～ 青法協本部

お知らせ

憲法改正問題資料共有フォルダを設置しました。利用をご希望の方は、事務局(bengaku@seihokyo.jp)までご連絡ください。

※利用は会員のみとさせていただきます。

〈シリーズ「法曹養成問題の新局面」⑱〉

文科省の法科大学院政策の転換

—「5年一貫コース」あるいは「3+2」コースの創設—

司法問題対策委員会 立松 彰

一 「3+2」コースの創設

文科省は、集中改革期間の中間年である二〇一七年の法科大学院等特別委員会に法科大学院政策の転換となる「五年一貫コース」の創設構想を提案し議論してきたが、二〇一八年二月五日の第八四回会議に、この間の議論を踏まえて「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた方向性（案）」を示した。当初は「法曹コース」を法学部二年次、三年次の二年間とした「五年一貫コース」が強調されていたが、今回の「方向性」では、「法曹コース」が二年次から四年次とされ、「五年一貫コース」という表現は消えて、「3+2」（法学部三年と法科大学院二年）と「4+2」（法学部四年と法科大学院二年）が「体系的・一貫的教育」の名の下に並列的に構想されている。

今回示された構想（以下、新構想）の概要は、法学部と法科大学院との体系的・一貫的教育を行い、これを通じて「優れた資質・能力を有する者」を法科大学院に呼び込むとともに、法学部三年と法科大学院二年の五年間で法曹養成課程を修了する短縮コースを創設し、もって法曹志望者の回復を図る、というものである。

二 新構想の具体的内容

(1) 新構想の目的

新構想の目的は法曹志望者の回復である。

○ プロセスとして法曹を養成するという理念を堅持しつつ、法曹志望者を増やし、法科大学院教育によって社会に有為な人材として輩出できるよう、制度改革が必要である。

○ プロセスとしての法曹養成制度により質の高い法曹が多数養成・輩出されるよう、法科大学院について、優れた資質を有する志願者の回復に向け、多様な法曹の輩出や地方における法曹養成機能に留意しつつ、学生の資質・能力に応じた期間で法曹になることが出来る途を確保するなど、既修者コースと未修者コースともにその制度改革を進めるべきである。

(2) 体系的・一貫的教育課程の編成（既修者向）

① 法学部との連携（組織運営、専任教員の兼務、授業の共同開講等の側面は省略した）

i 法学部と法科大学院で体系的・一貫的な教育を行う。

ii 法科大学院を置かない大学の法学部も「法曹コース」を作り、他校の法科大学院と連携することが可能。

○ 法科大学院は法学部とより連携を図り、有為な多くの学生等を積極的に法学部や法科大学院に呼び込むとともに、法学部に「法曹コース（仮称）」の設置を奨励し、法学部が自校又は他校の法科大学院と連携して体系的・一

質的な教育課程を編成することにより、法曹志望が明確な学生等に対しては学部段階からより効果的な教育を行うこととする。

- 学部段階から法科大学院進学を見据えて教育を行うに当たっては、学部四年間と法科大学院二年間の学修によって法曹になる途に加えて、優れた資質・能力を有する者が早期に法科大学院に進学できる仕組みを明確化し、時間的・経済的負担の軽減を図ることとする。
- ② 法学部に「法曹コース」（二次から四次）を設置

- i 法曹志望が明確な学生は「早期卒業・飛び入学制度」を利用し法科大学院に進学

- 法曹志望が明確な学生に対しては、早期卒業・飛び入学の利用により法学部等から法科大学院までの教育課程を一貫的に実施するなど、教育課程面での連携を強化すべきである。
- ii 「優れた資質・能力を有する学生」は「3+2」コース

- （諸方策により）学部三年間と法科大学院二年間の学修によって無理なく確実に法曹に必要とされる資質・能力を修得することができ、教育課程の編成を可能とし、法学部の学生は学部三年間に加えて、法科大学院二年間で法曹になる仕組みを充実・確立するべきである。

③ 選抜枠五割

「法曹コース」修了者を対象とする入学者選抜枠を五割を上限として認める。

- 法科大学院進学時に法曹コースを修了する予定である学生を対象とする入学者選抜枠を例えば各法科大学院の定員の五割程度を上限として認める。

- この既修者コース入学者選抜枠については、……当該選抜枠の出願資格や合格判定の基準等は各法科大学院等において定めるものとするが、当該選抜枠による合格者の質や公平性の確保の観点から、推薦入試に係る方針については引き続き検討する。

(3) 未修者教育

① 未修者枠三割の撤廃

- 未修者コース入学者に占める純粹未修者や実務経験者の割合を増やすことが望ましいが、現在の状況では一定割合以上入学させることについて努力義務を課すのは、入学者の質の確保の観点から適当でなく、法科大学院入学者に占める法学系課程以外出身の者又は実務経験者の割合を「三割以上」と定めた文部科学省告示を見直すのが適当である。

② 「質保証プロセス」の導入

- 純粹未修者については、……共通到達度確認試験など進級に当たっての質保証プロセス

を導入し、未修者コースの質の保証を制度化することが必要である。

③ 重点的支援

- 法学未修者教育に必要とされるきめ細かな指導を効果的に行っている法科大学院について、教育実績を踏まえつつ、重点的に支援する必要がある。

三 「LL7」を中心とする再編？

先進的法科大学院懇談会（LL7）なる団体が立ち上がった。「LL」とは先導的法科大学院（Leading Law School）、「7」とは合格率の高い東大、京大、一橋、神戸、慶応、早稲田、中央の七校をいう。補助金加算プログラムにおける「特に優れた取組」と認められた七大学連携の取り組みから出発した組織であるが、新構想では対象校がLL7もしくは「LL7+α」に絞られるのではないかと、この憶測や懸念が日弁連理事会においても理事から指摘された。

こうした懸念に対し、日弁連執行部は、「そのように数を絞ることは考えられない」「五年一貫コースはこの大学でもできる、これを採用するのは少数校に絞られない」と答弁。また、二月理事会では「五年一貫コース」がメインとされるのか、どのような大学が未修者教育を引き受けるのか、推薦入学枠が五割を超えると開放性、公平性

を害するのではないか」等という理事からの質問に対しては、「文科省は、十分配慮している」という趣旨の回答をしている。

四 新構想への疑問と懸念

第八四回会議の配布資料である「平成三〇年度法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」を見ると、加算対象取組に採択された「早期卒業・飛び入学、学部との連携」の取組は一九大学に達しており、「1L7+a」に限られず、旧帝大系を筆頭に二〇数校の法科大学院が新構想に対応すると思われ、法科大学院が大都市にしか存在しなくなるという事態は回避されそうである。しかし、この構想には以下の疑問や懸念がある。

(1) 法曹志望者は回復するか

新構想は、志望者減の主要な原因を「法曹資格を取得するまでに要する時間的・経済的負担」とし、法曹への進路選択の魅力を高めるために大学一年次から五年間で法曹養成課程を修了できる新たな仕組みを創設しようとするものである。

しかし、志望者減の最大の原因は弁護士過剰とそれに基因する弁護士の経済力と職業的魅力の低下にあるから、弁護士過剰の是正(＝適正な法曹人口)を図ることが何より重要であるが、法科大学院制度の維持・存続を最優先する新構想には、この点についての対応は全く見られない。

また、二〇一七年司法試験の結果をみると、法科大学院修了組の合格率二二・五%に対し、予備試験組は七二・五%であり(全体の平均は二五・八六%)、新構想は、こうした現状への対策という要素が強いと思われる。しかし、予備試験受験生の多くが法学部や法科大学院の在学生であって、法科大学院は上位校の学生にとって滑り止め・一時避難所の位置付となっている実情の下では、法曹養成課程を一年間だけ短縮するのみでは、「優れた資質・能力を有する者」が予備試験に流れる傾向をとどめるのは困難であろう。

(2) 多様性喪失への懸念

未修原則や「独立」大学院を基本理念とする制度設計が非現実的であることは当初より指摘されており、その意味で、こうした理念の転換それ自体は、当然とも言えよう。

しかし、その理念転換に伴う新構想も、法科大学院制度の維持・存続には有効であるとしても、多様性の回復には有効とまらないように思われる。

例えば、新構想は、大学入学時もしくは一年時に法曹になることを決意している者を優先して法科大学院に迎えるシステムとなっており、「遅れて志した者」が法曹になりにくいシステムとなっているうえ、これまで指摘されてきた経済的に裕福な家庭の子弟でなければ法曹になりにくい状況を然

程改善するものでもない。さらに、これまでとは逆に、法学系以外の学部出身者や社会人が法曹を目指しにくくなるように思われ、法曹志望者層が限定、縮小し、かえって多様性喪失がすむおそれがあるのではないかと危惧される。

(3) 未修者教育について

未修者教育について「質保証」プログラムとして共通到達確認試験を導入するとしているが、要するに試験の活用であって、これまで理念としてきたプロセス教育に逆行するのではないか。また、この対策以外に新構想は具体策を欠いている。

五 終わりに

今回の新構想は、「未修原則から既修原則へ」、「独立大学院(法学部との連携の否定)から法学部との連携へ」という制度設計理念の転換を伴う政策転換であるが、理念を逆転してまで時間的・経済的負担を軽減し、法科大学院制度の維持・存続を図ろうとするものである。

しかし、その負担軽減の程度は僅かであることに加え、そもそも、そうした負担は法科大学院を修了しなければ司法試験を受験できないという法科大学院制度そのものに由来している。法科大学院制度及び新構想に対しては、国民に等しく開かれた制度であるか、という観点から根本的な見直しが必要である。

ロースクール生の抱える割り切り

あいち 井上 功務

1 自己紹介

私は、二〇一二年に法科大学院の既修者コース(二年コース)に入学し、二〇一四年に修了しました。その後、なんと三回目の司法試験で合格し、第七〇期司法修習を経て、晴れて憧れの弁護士になることができました。

2 法科大学院における生活

最初に、法科大学院での私の生活を簡単に説明させていただきます。授業は一コマ一時間三〇分ありますが、この授業は一応ソクラテスメソッドという手法のもと行われるので、一コ

マの授業に対して、三時間程度の予習が必要になります。授業もやりっぱなしでは効果が低いので、さらに復習を二時間から三時間程度することになります。したがって、一コマあたり、五ないし六時間程度の勉強時間が必要になってきます。そして、年次によって異なりますが、だいたい八、九個の講義を履修することになるので、週に四〇時間から五四時間程度は最低でも講義のために時間を費やすことになります。一日一〇時間勉強しても平日(五日間程度)は全て講義で時間を使うことになります。これに加えて、大体の講義にはレポートが課されますが、仮にレポートの作成に一〇時間程度かかるとすれば、土日も一日勉強ということにもなります。このように、簡単

な計算だけでも、法科大学院生が多忙であることがわかりいただけるかと思います。私も、今回改めて数字で起こしてみました。が、こんなに忙しかったのですね(笑)。

3 法科大学院生の講義への意識

これだけ、講義に対しても時間が掛かることに加えて、法科大学院生には法科大学院の修了後には、当然司法試験が待っている。日々の講義をこなして、単位さえ取得すればよいというわけではありません。法科大学院生のもっとも重大な使命は司法試験に合格することであり、豊かな人間性と感受性に裏打ちされ、幅広い教養と優れた法的専門能力を得ることではないのです。したがって、私も含め法科大学院生はいかに、講義への労力を減らして司法試験のための勉強の時間を増やすか、講義の勉強を司法試験にリンクさせるかということに意識が大きく向くことになります。そうなれば、自然と「司法試験に役に立つ授業は良い授業、役に立たない授業はその内容がいかに素晴らしく豊かな感受性や教養に結びつくものであったとしても嫌な授業」という風潮というか、雰囲気というか、考えが蔓延してきます。

ロースクールの実情と 法曹養成

教授陣も、司法試験の合格率、数字を上げなくてはならないという国の要請と、生徒の司法試験の役に立つ講義をして欲しいというニーズを感じ取ってか、司法試験対策とまではいかないまでも、司法試験に役に立つ講義が多くありましたし、ソクラテスメソッドなどのお題名目は形骸化している状況でした。法科大学院生の頃の私にとっても、司法試験の役に立つ講義は嬉しかったですし、そうでない講義は煩わしさを感じていました。

このような環境に、二年ないし、三年間いたらどのようなことが起こるのでしょうか、それは「所詮は法科大学院という場所は司法試験を受験するチケットを手に入れるだけの場所」という一種の割り切りです。もちろんそうでない生徒もいると思いますが、しかし、司法試験を目指す法科大学院生は多かれ少なかれこの割り切りをどこかに抱えることになると思います。私自身、このような割り切りを抱えて法科大学院生活を送っていました。

4 法科大学院の 抱える矛盾

法科大学院はその掲げる理念の

中には、社会に生起する様々な問題に対して広い関心を持たせ、人間や社会の在り方に関する思索や実地的な見聞、体験を基礎として、法曹としての責任感や倫理観が涵養されるよう努めるというものがあります。しかし、私自身あまりこの理念を感じる機会には法科大学院の中ではなかったように思います。確かに法科大学院の中では、先端分野のキャリアキラムもありますが、余程もとから興味のある学生でなければ、司法試験に直結しないキャリアムは敬遠され、割り切りの対象になるのではないのでしょうか。法科大学院生に余裕がなさすぎることで、法科大学院も合格率という数字を上げなければならないというプレッシャーから、この割り切りに歯止めがなかなかかけられないのではないかと思います。

私の場合、エクスターンシップの指導担当の先生が、青法協の現在の議長であられる北村栄先生であつたという大きな幸運に恵まれたこともあり、様々な社会問題や人権問題に触れさせていただく機会を多くいただくことができました。そうでなければ、私の法科大学院生活は、ただ司法試験を合格する、ただそれだけの生活になっていたものと思います。この場をお借りして北村先生にはお礼申し上げます。もし、法科大学院生と接

する機会のある先生がおりましたら、是非とも多くの社会問題や人権問題に取り組み弁護士としての姿を見せることによって、院生に弁護士の仕事の醍醐味を教えていただけたらと思います。将来素晴らしい仲間になってくれるものと思います。

5 終わりに

今回の記事では、ロースクール制度に対する、批判ばかり書いてしまいましたが、ロースクールではゼミを友人と組んで一緒に勉強をしたり、実務家教員の先生との講義や模擬裁判等のシミュレーションによって実務のことも意識しながら、勉強することができたのは刺激になっていたのも、良いところも、もちろんありました。しかし、やはり割り切りの空気が蔓延している感は否めません。法科大学院は、司法試験の合格率も上げながらも、多様性に富む法曹の育成という矛盾を抱えていかなければなりません、この矛盾は根源的なものであり、解消は難しいものと思われます。

青法協弁学会合同部会二〇一七年度第四回拡大常任委員会◎決議

生活保護基準の引き下げに断固抗議し、 権利としての生活保護制度の充実を求める決議

1 生活保護基準の引き下げの動き

二〇一七年二月三日、政府は生活保護基準を引き下げ、年間一六〇億円を削減することを含む新年度予算案を閣議決定した。かかる決定は、以下に見るとおり、すべての国民に認められた「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（憲法二五条一項）を侵害するものであり、青年法律家協会弁護士学者合同部会は強く反対する。

2 引き下げによる悪影響

今回の基準改定について、厚生労働省は、全体では約七割の世帯が引き下げとなり、特に都市部の子どものいる世帯と高齢世帯において大幅な引き下げとなる一方で、基準額が上がる世帯はわずかとであると発表している。

生活扶助費についてみると、都市部の夫婦二人世帯では二三・七％（月額約一・五万円）、高齢単身世帯

（六五歳）では八・三％（月額約〇・七万円）の減額が見込まれ、あまりに影響が大きいために減額緩和措置で減額率を五％にとどめるといふ。

また、母子加算は月額平均二・二万円から一・七万円に、児童養育加算は子ども一人につき月額二万円または一・五万円から一律二万円に引き下げられるほか、定額支給であった学習支援費は実費支給に切り替えられ、小学校では実費上限額も従前の半額程度まで削減される。

生活保護利用世帯からの大学等進学を支援するなどの制度改善も盛り込まれているが、このように生活保護基準を引き下げること、生活保護利用世帯の子どもたちから大学等に進学する意欲や能力を育む機会や環境が奪い去られてしまうのではないかと懸念される。

3 現状でも厳しい生活実態

生活保護基準については、経済のデフレ化などを理由とする引き下げが議論されてきており、これまでも二〇〇四年の老齢加算の段階的廃止、二〇二三年の生

活扶助基準の段階的削減、二〇一五年の住宅扶助や冬季加算の削減などが行われてきた。こうした引き下げによりすでに生活保護利用世帯の経済状況は逼迫し、全国でも保護費引き下げの取消しを求める訴訟が相次いでいる。

「洋服や靴も、一年に一枚とか一足買えたらいい。冬でもお風呂は湯船に入れずシャワーにするなど節約しており、引き下げは困る」（大阪市、六〇代女性）、「どんどん下げられると、やっていけない。上に着るものは周りの人がくれて、下着とジーンズ、靴とソックス程度しか買わない。それでも髪は伸びるし、電気製品は一〇年以上たつとダメになる」（東京都、七〇代女性）。いずれも毎日新聞二〇一七年二月）などといった生活保護利用者の切実な生活実態に、政府は耳を傾けるべきである。

4 保護基準の引き下げは国民全体に影響する

加えて、生活保護基準は、最低賃金、各種社会保険制度の保険料や一部負担金の減免基準、就学援助、高校生の奨学金、大学の入学金・授業料の減免、障害者総合支援法による利用料の減額基準などの諸制度と連動している。したがって、その引き下げは、生活保護を利用していない世帯の生活水準をも引き下げることとなり、生活保護利用世帯のみならず、日本全体の貧困化を促すことになる。

なお、厚労省は、二〇一八年一月一八日に「生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について（対応方針）」を発表し、国が決定権限を持つ多くの制度については、生活保護減額の影響が極力及ばないようにするとしている。

しかし、このような方針は、生活保護基準が持つ国民生活の最低限度（ナショナル・ミニマム）の基準としての意味を失わせることになり、国民生活の最低限度に関する基準を二つに分けることになってしまう。

さらに、生活保護基準の引き下げの影響を受けない低所得者と、基準が引き下げられる生活保護受給者の間に分断を生じさせるおそれがある。むしろ、このような恣意的な基準の設定は、生活保護受給者だけをとさらに攻撃することで、その他の低所得者と分断することを狙ったものと考えられる。

5 第一・十分位層との比較は不当

そもそも日本における生活保護の捕提率は二〇%程度といわれ、ヨーロッパ諸国の捕提率五〇%ないし九〇%程度より顕著に低く、国民のうち所得が最も低い一〇%（第一・十分位層）の中には、本来生活保護を受給可能であるにもかかわらず受給できていない方々も多数存在する。

それにもかかわらず、今回の引下げにおいて、第一・十分位層の消費水準と比較する手法が採用されている。生活保護を利用していない低所得者層と生活保護基準を比べれば、当然生活保護基準が高いという結

果になり、これをもとに基準を見直せば、基準を下げる結論となることは自明である。第一・十分位の単身高齢世帯の消費水準が低すぎることについては、生活保護基準部会においても複数の委員から問題として指摘がされているところである。

生活保護基準は、「健康で文化的な最低限度の生活」が維持されるよう客観的な基準で算定すべきであって、際限のない生活保護基準の引下げにつながる第一・十分位層の消費水準と比較は極めて不当である。

6 生活扶助・母子加算の引き下げに反対する

いま政府がなすべきことは、生活保護予算の削減ではなく、生活保護制度への理解を浸透させ、利用率を積極的に向上させることである。さらに、すべての人に権利としての社会保障を確立させ、生活保護基準以上の生活が保障されるよう制度を改善することが必要である。

当部会は、政府に対し、生活扶助費・母子加算の引き下げ案に強く反対するとともに、憲法で保障された権利としての生活保護制度を拡充させるよう強く求める。

二〇一八年三月二日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第四回 拡大常任委員会



▼この三月二一日で、あの震災と原発事故から七年が経過した。あの日、信じられないような津波の映像に息を飲み、その後の数日間には、次々と爆発する原子炉の映像に凍り付くような思いをした方も多いだろう。▼それでも、私たちの毎日は正常に戻り、元通りの生活をしている人が大半だろう。しかし、あの日から、それまでの平穏な生活を奪われ、暮らしていた地域・自宅を追われて避難生活を強いられている被害者が今も多数存在する。▼そのような多数の避難者と、被害地域の在住者が、全国の裁判所で約三〇件もの集団訴訟を提起している。この三月

号が手元に届くころには、京都、東京、いわきの三つの裁判所における判決が言い渡されている予定だ。政府の「帰還政策」に対して、司法がどのような判断を下すか。これまでの四つの判決は、責任論においてはともかく、被害の救済という点で、著しく不十分な水準に留まっている。事故後七年を経過、司法の存在が問われている。（米倉 勉）